

重要なお知らせ（必ず保護者の方にお渡しください）

令和5年6月19日

保護者 各位

金沢高等学校事務室

高等学校等就学支援金の手続きについて
（令和5年4月分～6月分を受給されている方へ）

国による授業料支援の仕組みである高等学校等就学支援金について、これから令和5年7月分～令和6年6月分（最終学年は3月分まで）の手続きを行う期間となります。手続きについてご留意いただきたい事項を以下のとおりお示しします。必ずご確認くださいませようお願いします。

記

① 令和5年7月以降分の審査手続きについて

入学時等に**保護者全員のマイナンバー**を提出し、**令和5年4月分～6月分を受給されている方**については、**令和5年7月以降分の手続きは原則不要（※）**です。県がマイナンバーを用いて課税情報の確認及び受給資格の審査を行います。審査結果については、9月下旬頃に学校から各ご家庭にお知らせする予定です。

※途中で保護者の変更があった場合等は手続きが必要になります。

② 保護者の居住地の変更があった方について

令和4年1月1日～令和5年1月1日の間に保護者の居住地変更があった方については、その旨を**令和5年7月3日までに学校事務室までご連絡ください。**

（マイナンバーを利用し、審査手続きを円滑に行うために必要です。）

③ 令和5年7月以降分の審査における判定基準の変更について

令和5年7月以降分については、早生まれの生徒について扶養控除額の調整を行った基準により審査されます。今回は、平成19年1月2日～平成19年4月1日生まれの生徒の審査が該当します。これにより、同一世帯であっても、きょうだいで支給額が異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

④ 保護者の変更がある場合の手続きについて（随時）

離婚・養子縁組等により保護者の変更がある場合には速やかに届出書等をご提出いただく必要があります。

必要な手続きをご案内しますので、**これらの変更があることが分かった時点で、すぐに学校事務室までご連絡いただきますようお願いします。**

※手続きが遅れた場合、就学支援金支給額の変更ができない場合があります。

（本件に関するお問い合わせ先）
金沢高等学校事務室 TEL:242-3321